

第7回 容量市場の在り方等に関する検討会 議事録

1. 開催状況

日時：平成29年12月13日（水） 16:00～17:30

場所：電力広域的運営推進機関 会議室A・会議室B・会議室C

出席者：

大山 力 座長（横浜国立大学大学院 工学研究院 教授）
秋池 玲子 委員（ポストコンサルティンググループ シニア・パートナー & マネージング・ディレクター）
秋元 圭吾 委員（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員）
安念 潤司 委員（中央大学法科大学院 教授）
市村 拓斗 委員（森・濱田松本法律事務所 弁護士）
岡本 浩 委員（東京電力パワーグリッド株式会社 取締役副社長）
沖 隆 委員（株式会社F-Power 副社長）
加藤 英彰 委員（電源開発株式会社 経営企画部長）
小宮山 涼一 委員（東京大学大学院工学研究科附属レジリエンス工学研究センター 准教授）
佐藤 裕史 委員（東京ガス株式会社 電力トレーディング部長）
竹廣 尚之 委員（株式会社エネット 経営企画部長）
津田 雅彦 委員（関西電力株式会社 総合エネルギー企画室 需給企画担当室長）
松塚 啓一 委員（伊藤忠エネクス株式会社 常務執行役員 電力・ガス事業グループ 電力・ユーティリティ部門長）
松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）
圓尾 雅則 委員（S M B C日興証券株式会社 マネージング・ディレクター）
山田 利之 委員（東北電力株式会社 電力ネットワーク本部 電力システム部 技術担当部長）
新川 達也 オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長）
木尾 修文 オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引制度企画室長）

欠席者：

林 泰弘 委員（早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授）

議題：

（1）電源等の差し替えを踏まえたペナルティの考え方

資料：

（資料1）議事次第
（資料2）容量市場の在り方等に関する検討会委員名簿
（資料3）電源等の差し替えを踏まえたペナルティの考え方

2. 議事

(1) 電源等の差し替えを踏まえたペナルティの考え方

- 事務局より、資料3に沿って、電源等の差し替えを踏まえたペナルティの考え方について説明が行われた。

[主な議論]

(小宮山委員)

事務局のご説明のとおり、早期退出を表明させるインセンティブ、ならびに電力システム全体で必要な実効性のある容量を早期に確保するという時間軸を意識した方向性に賛同する。

また論点7の経済的ペナルティの重みづけの考え方について、緊急時ならびに夏季、冬季にペナルティを重くして、傾斜をかける案についても支持する。今後具体的にどういったペナルティ額を科していくかが重要な論点になる。おそらく、それには色々な考え方があると思う。需要抑制に伴う社会的損失を踏まえた考察、もしくは代替電源を準備するためのコスト等もあるかと思う。ただしご説明のとおり、あまりペナルティを高くすると参入障壁にもなり得るという観点もあるため、全体のバランスを見ながらご検討いただきたい。

(松村委員)

売惜しみの監視と電源差し替えは関連しており、つまり電源差し替えを口実として売惜しみをさせては困るという問題がある。しかし、その問題とは独立して売惜しみの監視は重要。たとえ電源差し替えの制度がどのような形となろうとも、売惜しみの監視はそれとして厳しく行わなければならない。

次に、容量オークション時点では供給力として見込まれていなかったものは差し替えを認められるとして、それ以外の電源差し替えは落選した電源等に限るという点について、それだけで売惜しみの抑制効果が十分得られるわけではないという点は誤解しないようにいただきたい。極端な例を挙げれば、とても落札されないような無限大の価格で形だけ応札し落札されなかったこと、最初から応札しなかったことはほぼイコールである。もちろん、今回の提案は改悪の方向に行っていないことは間違いないが、これがあれば大丈夫と誤認しないように願います。

掲示板取引の「情報開示の場を提供するコストもあり、事業者ニーズの有無に鑑みて引き続き検討」という事務局の説明について、ニーズが無いとはどういうことか。電源差し替えが必要無いほど供給信頼度が高い状況となり結果的にニーズがなかったという事はあるかもしれないが、もし差し替え先電源が存在する状況で電源差し替えが行われる可能性があるとするれば、掲示板のニーズが無いというのは変ではないか。また、掲示板にコストがかかるというのも一体どういうコストを考えているかわからない。掲示板の仕組みにおいて、例えばどこまで情報を出させるかということで変な設計をすると余計なコストがかかるため、配慮した設計をするという事ならば理解できる。しかし掲示板を設けること自体にコストがかかるという説明は理解できない。

次に、掲示板に電源の情報を出すという事が電源売惜しみの抑止になり、かつ電源を効率的に使うことにつながると考えると、市場支配的な事業者が掲示板に自社の電源の情報を出していないのにも関わらず電源差し替えに使うという事を認めないこととし、要件として掲示板等で社会的に使える状況になって

いることとすればよいのではないか。自社が必要になった際に掲示板から取り下げることは当然あるものとして、掲示板への情報提示を電源差し替えの要件とすれば自然に情報は出てくるようになる。それほど無理なことを要求していないはずであるので、そのような方向で検討いただきたい。

(市村委員)

まずイメージがついていない点について確認したい。スライド5の電源差し替えの妥当性確認の例において、「差し替え先の電源等のkW 価値は、容量市場の参加登録で認められたもの」というのが一つのポイントとなっており、他方スライド3では「容量オークション時に供給力として確保されることが確定されていなかったものはこの限りではない」ということになっている。これらの関係がよく分からないため、補足で説明いただきたい。

→ (今井マネージャー)

参加登録で認められた kW 価値であるかを確認する点について、これは参加登録で認められた kW 価値を超える量をもって電源差し替えを主張されないよう、参加登録の際に確実に出力できると認められた量を用いた電源差し替えであるかを確認するイメージである。

容量オークション時に供給力として確保されることが確定されていなかった電源等については、電源差し替えを行う前の時点で参加登録に準じる形で、本当に信頼できる供給力なのか評価することで妥当性確認に代えるイメージを持っている。

(市村委員)

論点1について、差し替え先の電源等の要件を、「容量オークションに応札したが、落札されなかった電源等」とすることは、方向性としては違和感ない。ただ先ほどの松村委員のご発言のとおり、それで万事問題ないわけでは当然ない。差し替え先電源の入札価格をよく監視することが重要になると考えている。

次に論点4についても、この方向性で違和感ない。基本的には目的が「供給力の提供が不確実な発電事業者の参入を抑止する」ということなので、そういう意味では事前に落札保証金を支払わせるか、事後的に金銭ペナルティで支払わせるかは、同じような効果が得られると思っている。また、デメリットで「ペナルティ未払いのまま市場退出するおそれ」ということであるが、目的との関係で言えば、容量対価を実際受けられるのは4年後になるので、供給力の提供が不確実だが入札しようと市場に入ってくる人はおそろくないと思っている。そういう意味で目的との関係では違和感ない。

最後に、論点8の参入ペナルティの対象について、基本的には対象となる電源毎にペナルティに応じて支払額を減少させる方式かと思う。場合によっては、市場支配力の行使として売り惜みがされた場合は事業者全体の支払額を減らすというように、目的に応じてペナルティのかけ方を変えてもいいのではないかと考える。

(佐藤委員)

私の理解不足かもしれないが、いくつか非常に違和感があるところがあったのでコメントさせていただく。

そもそも差し替えが認められる場合というのがどのような場合なのか。やむを得ない事情とか、合理的と

市場管理者が認めた場合という記述があるが、それが果たしてどういう場合なのか必ずしも明確になっていない。この差し替えというのがどの程度の頻度で、なおかつどのような手続きで発生するのかわからない中で、詳細な部分について案が出されているが、妥当性があるかは条件次第というところもあるので、違和感がある。原則としては容量契約を結んだ以上は債務不履行から出発することが大前提である。それを回避するというのは相当な合理性がある場合だと考えている。

一番の違和感は、追加オークションの前に差し替えを認めるということである。そもそも追加オークションが何の目的で行われるかというところに照らし合わせると、メインオークションで落札したが供給が難しくなり退出した電源について補完する。それを市場メカニズムを通じて、透明性のある手法で、容量の価格自体に競争原理を働かせるということで追加オークションがあると考えていた。その前段で差し替えを認められるのがなぜなのか、正直理解できていない。追加オークションについては、例えば DR の事業者は追加オークションからだと入りやすいということを従前からお聞きしているので、できれば追加オークション側の門戸を広げるということがコスト削減の効果が大きいと思うので、その前の差し替えは原則無しというのが正しいと思う。

また、仮に追加オークションが終わったあと何らかの事情で供給できなくなった場合についても、今の需給調整市場の検討では 1 年物、3 か月物の商品の入札を行うという前提に立っているので、そちらでカバーするのが本来の姿ではないか。本来差し替えが行われるのはこういった手段で担保されない何かしらの理由があるときではないかというのが、これまでの議論を踏まえた私の理解である。間違いがあればご指摘頂きたい。

そのように思う一番の理由は、今回容量市場の検討を始める最初の段階で、当社も含めて何社かは相対契約を容量価値として取引することを認めてほしいと要望した。しかし、集中型の容量市場を目指すことで透明性と公平性を確保するという大義があって検討が進み、結局はそこに賛同して、相対契約を認めてほしいという希望をひっこめた。それなのに、この差し替えが事実上相対契約と似ているように見えて仕方ない。集中型を目指した根本から大きくずれているように見えるのは私だけなのか。いくつか具体例を申し上げたが、全て根本はこの部分にあるとご理解いただきたい。

→ (佐藤事務局長)

まず差し替えは止むに止まれぬ場合だと思っている。大きな話で、どうして差し替えを認めるかについては資料にも書かせていただいている。容量メカニズムには二つの目的があり、一つは容量が容量市場を入れることで確保できるということで、もう一つはエネルギー市場価格を高騰させない、スパイクを抑制することが小売事業者ひいては最終需要家の方にとって利益になるということ。スパイクが抑制できないと最終需要家の方は容量市場を入れることでマイナスになってしまうので、スパイクが抑制された状況を確認しないといけない。電源が少なくなると、それだけスパイクするようになるときにスパイクを更に増長させる可能性がある。それを少しでも避けるために、差し替えも止むに止まれぬとして入れるのが前提。そうすると、佐藤委員がおっしゃったように他の市場から調達するとしても、そこが高騰すると結局は最終需要家に付け回すことになるので、それは違うのではないかと。まずは電源の量自体を確保しておいて、結果としてスパイクを少しでも抑制させるというのがあるので、こういったことを認めるということだと思う。

→ (今井マネージャー)

集中型か分散型かの話であるが、最初の議論で分散型というのは、小売事業者に容量確保量を割当て、小売事業者自ら確保してもらう仕組みを指していた。今回の資料の話は発電事業者間でラインナップを入れ替えるという話である。市場管理者と支払先である発電事業者との間で契約があるなかで、市場管理者としてはどういった電源がリクワイアメントを果たすのかを見ていくことになるので、そういう意味では集中型の根本的なところは違えていないと思っている。

→（金本理事長）

佐藤委員の3点目のご意見について、需給調整市場で調達できるという話は違うのではないかと。需給調整市場はその時点で存在する調整力を取引する市場なので、調整力をもたらずキャパシティは調達できない。ある電源が故障して発電できなくなり、それが悪いタイミングだと重いペナルティを科される可能性があり、そういう時に差し替えを認めるということだと思う。

→（松村委員）

佐藤委員のご発言はほぼ理解できなかった。

唯一理解できた点として、差し替えはあまり安直に認められてはいけない、限定的な状況にすべきだという意見はもっともである。具体的な基準はこれから詰めていくということであるが、事務局の提案でも、オークションに一旦出して落札されなかった電源であれば自由に差し替え可能とはなっていない。あくまで要件であり、そのあとに一件一件チェックすることとなっている。そのチェックが甘いと納得ができないという点ももっともである。具体的にどういうケースで認めるのか今後詰めていくことになると思う。

追加オークション後ならともかく追加オークションの前で差し替えを認めるべきではないという意見に関しては考えていただきたい点がある。電源が駄目になったことを後から申し出るのではなく、早く申し出た方が不利益になる制度は問題。追加オークションの後なら差し替えができるが、前だと差し替えができないという不自由な制度設計は根本的によくない。逆に、追加オークション前に申し出たなら、最悪追加オークションで調達量を増やすだけなので、そこで価格が高くならなければ大きな問題ではないという点も考慮して、今回の提案が出ていると思う。

（岡本委員）

時間軸の話も出てきて、リアルな検討になってきたと思う。

違和感として、スライド3の差し替え先電源等の要件について「原則、容量オークションに応札したが、落札されなかった電源等」という限定をする必要があるのか疑問である。供給力としての要件を満たすものであって、スライド5の差し替え先電源の妥当性確認によって認められたものについては差し替え先になりうるのではないかと。「原則」という言葉が何のために書かれているのかわからない。差し替えによって市場支配力が行使されやすいということであれば、妥当性確認の例に「理由なく差し替え先電源等を保有し、市場操作や売惜しみをを行った事実はないか」と書いてあり、逆にスライド3の※1で「オークション時点で供給力として確保されていることが確定していなかったものについてはこの限りではない」と書いてあり、何を言っているのかわからないところがある。

また需給ひっ迫を起こした年やそのあとの暫くは、長期の計画停止を行い、いずれは廃止という判断をしていた電源をたたき起こしていた。そういった電源は容量市場に応札せず、廃止を待っていたということにな

る。やむを得ぬ事情で電源が使えなくなったときに、そういった電源をたたき起こして、供給力の要件を満たすのであれば差し替えていくという行為はあってもいいのではないか。そういったことを自由になされる必要があるので、「落札されなかった電源等」という要件を強く推すのはおかしい。差し替え先の電源は供給力としての要件を満たして、差し替えの妥当性確認を行えるものだと思う。結局は何を原則として何を例外とするかということかもしれない。

スライド6について、追加オークションの前の差し替えの話もあったが、基本的には毎年回っていくので、どこかで追加オークションの後だったとしても、次の年の追加オークションの前にはなっている。一つ疑問に思っているのは、メインオークションの需要曲線に上限価格がついているのは理解しているが、追加オークションや、差し替え先電源の価格に同様の上限価格を設けると、緊急設置電源のような対処が行われぬおそれがある。たとえば上限価格が1万5千円/kW/年とすると、非常に短い時期にだけ設置する電源のコストを賄うことができない。そうすると需給ひっ迫が起きた時に、結局この仕掛けがあっても市場メカニズムでひっ迫が解消できないことになる。そこに違和感がある。

もう一つは、できるだけ市場に委ねて、必要なキャパシティを柔軟に確保し、競争環境によって価格の安いキャパシティから取れるようにするということだと思う。その意味では全国の競争環境ということだと思う。そのなかで市場支配力は行使されてはいけないのは当然。そこでリアルな場合どのようになるのか頭の中で釈然としないところがある。

スライド8で、廃業してペナルティ未払いのまま市場退出する未回収債権のリスクは市場管理者が負うことになると思うが、そのような理解でいいのか。システム利用者側からすると、市場退出によって必要な信頼度を確保できなくなったことに加えて、そのペナルティも自分たちが払うというのは理解できないということになるので、難しい話になる。

スライド14で、「正当な理由なくリクワイアメントを満たせなかった場合」についても要件をきちんと書かないといけない。正当かどうかでいうと、計画外停止が多い原因が、稼働の努力はしているのに結果的にできていないのか、そもそも努力をしていないのか、判別できない。その整理はそれとしてやるのだろうが、計画外停止率は調整係数で考慮するという話もあったかと思い、そのように検討していただきたい。そうすることでメンテナンスの努力をし、計画外停止率を下げるインセンティブを電源保有者に与えられる。それは正当かどうかに関わらず、計画外停止の結果だけを見るようにする。重いペナルティにはならないが、インセンティブとなり、必要なキャパシティがあることになっていく。今回の本題ではないかもしれないが、ペナルティと、調整係数によるインセンティブを組み合わせると実効性が上がると思う。

→（佐藤事務局長）

一点だけ申し上げると、3.11の大震災のような大規模な自然災害のときはそもそもペナルティが免責となると思うので、例としては良くない。

（岡本委員）

今回の話は基本的に差し替え先の電源があることが前提となっている。しかし容量市場でお金が取れない、ある年にメインオークションで落選し、その次の年も駄目だった場合、そういった電源は段々辞めていくことになる。廃止が進んでいくときに、どの程度差し替え先があるのか見なければならぬというのがリアル

のところではある。この場では差し替え先が一定程度あるとして、その場合のルールを議論している理解であるが、どのような形で必要な予備力が確保されているのかは予備力や調整力の場でご検討いただきたい。

(山田委員)

論点2の「電源等の差し替えを可能とする期間」について、系統運用の面からコメントさせていただく。資料には「実需給の一定期間前までに」ということと、妥当性確認の例で「各エリアにて必要となる供給力確保状況に変化はないか」ということで記載をいただいている。一般送配電事業者としては各エリアの供給信頼度の確保が大前提であると思っており、電源差し替えもそういったところを配慮いただき、差し替えのタイミングや対象もそういった観点を踏まえた中で検討いただきたい。

またカッコ書きで、「連系線制約の確認が必要」と記載いただいております、エリア跨ぎの電源差し替えということを見ると、空容量の観点だけではなく、例えば東北東京間では差し替えによって安定度が変わる可能性があり、運用容量にも影響がある。そういった系統運用の観点からも確認をしなければならず、そのための実務上の対応期間も必要と考えている。いずれにせよ供給力の確保や連系線制約の評価については、前々回の検討会でも申し上げたが、まずは連系線期待量の算定方法や、供給信頼度評価の考え方を整理することが必要かと思うので、そのあたりも含めて検討いただきたい。

(竹廣委員)

電源差し替えについて、原則は認められないということを明確にするべきだと考えている。第16回制度検討作業部会においても新電力から発言があったところだが、電源差し替えを安易に認めると、発電設備を多く保有している支配的事業者が有利になると思う。場合によっては、自家発電事業者等の電源が支配的事業者に流れてしまう可能性もあると考えている。このような観点から、電源差し替えは厳格に運用されるべきであると考えており、スライド3において、落札されなかった電源等と記載があるが、いたずらに幅があるような運用にならないように、基本的には電源差し替えは認められないとしたうえで、落札者が止むを得ない理由で供給力を提供できないケースをあらかじめ具体的にしておくべきだと考えている。止むを得ず発生した電源差し替えの運用については、スライド4で交渉サポートということで掲示板の案が示されているが、電源差し替えを任意に電源間あるいは事業者間で相対を行えるようにするのはではなく、例えば、市場管理者が間に入って、過去のオークションで落選した電源のうち入札価格の低かった順番に差し替え電源をあてるというやり方もあると思う。4年前なのでその電源が運転可能かどうかの確認は必要だが、そういったやり方もご検討に加えていただきたい。

(沖委員)

竹廣委員と同じことを考えており、電源差し替えはしなくていいと思っている。しかし市場からの退出を早期表明するインセンティブが必要というのは納得した。退出の早期表明を促すためにペナルティのレベルを変えるとというのは必要だと思う。追加オークションがあるため電源差し替えは要らないと考えていたが、そうすると期間が空くという問題がある。落選した電源は次のオークションに出ると思うので、繰り上げ当選を

順番にやっていくのが一番自然だと思う。そう考えると電源差し替えができるという以前に、次点の電源を確認しながら埋めていけば一次募集で収まるというやり方が自然な姿と思う。それができない理由があるのであれば教えていただきたい。

→（今井マネージャー）

繰り上げ当選の仕組みが有効かという点については、退出する量と価格の両方を見てマッチングしないといけないと思うので、丁度合う電源が都度見つかるのかという疑問が第一印象としてある。引き続き検討していきたい。

→（沖委員）

次点の電源が大きくて容量が余るから問題なのか、退出する電源が大きくて一つでは足りないが二つにすると余るから一つにするという数の問題なのか。

→（今井マネージャー）

例えば中小規模電源の代わりが大規模電源の場合、必要な設備維持の費用を中途半端に支払われても入札の条件に合わないこともあると考えられるため、今後検討していきたい。

→（岡本委員）

繰り上げ当選について、落札されなかった電源が差し替え先の候補に挙がるのはいいと思うが、応札価格はそのときの状況に応じて応札しており、落札しなければ計画停止しているかメンテナンスもしていない状況で、差し替え先の候補になったと言われても、起動するためには費用もかかるため以前の応札価格では対応できない可能性が高い。順番をどう付けるというのは別として、廃止されていないのであれば候補先となるのはわかるが、応札価格はそのときの状況に応じてリカバーできるなら差し替え先で運転するという話はあると思うが、自動的な繰り上げ当選は現実的ではない。

（新川オブザーバー）

電源差し替えについては、広く許容すると容量市場における売り入札を過小にすることを通じて、約定価格の意図的な引き上げを招来する可能性があることに加えて、電源を複数保有する事業者に一方向的に有利になる可能性があるという指摘も国の作業部会が出ている。他方で、事前に予期できない事由による場合に電源差し替えを不可能にすると、売り入札の減少にもつながると考えられるためバランスが必要ではないかと考える。電源差し替えが可能な電源は容量オークションに応札したが落札しなかった電源とする旨の提案が行われているが、例えば、大量の電源を保有する事業者が、容量市場において電源の一部は差し替え用に確保するため落札されないような高値入札を行ったうえで、電源差し替えを行いたい事業者に対して、差し替え用電源を高値で販売するという戦略も想定できる。これは論点 8 で示された課題なので監視等もあわせて議論していく必要がある。先ほど議論に出かけていたが、差し替え電源は kW を分割できるのかという疑問がある。例えば 60 万 kW という電源に対して、1 万 kW を分けたとしても 1 万 kW では稼働できないということもあるので、どう場合に分割できるのか、どう管理するかという論点もあると思うので電源差し替えについてはさらに議論が必要ではないか。

ペナルティについては、非常に難しい整理をトライされたことを理解している。どういう行為をどう防止したいのかを目的として、誰にどのようなペナルティを科すのかを明確に整理したうえで議論する必要があるのだ

はないか。スライド 9 で、メインオークションと追加オークションの間の話が出ているが、追加オークションと受渡し期間の間の話もあり、仮に差し替えを認めるとした場合、早期に退出させることが望ましいと考えるのであれば、追加オークションと受渡し期間の間と、受渡しの期間の追加ペナルティが同じ高さでいいのか、たまたま絵がこうなっているだけかもしれないが、赤い枠で囲っている 3 つは、段階的な差を設ける案もあり得るのではないか。スライド 14 および 15 の参入ペナルティは、金銭ペナルティとは異なり、容量市場への参加そのものを一定の期間において規制するというものだとすると、市場における売り入札量への影響も非常に大きいものと推定される。その要件は金銭ペナルティでは行動の是正が担保されない悪質な場合に限定するべきではないかと思っている。他方で、対象は電源なのか、悪質な行為をするのは電源ではなく事業者ではないかという疑問もある。他方事業者を対象としてペナルティを導入した場合、ペナルティを課された事業者は容量価値を受け取れないことになり、大手事業者が対象の場合には、売り入札の減少を通じて価格の高騰にもつながるので、持っている電源は 0 円入札みなしとして扱うのか、参入そのもののペナルティではなく事業者型ペナルティとして受取金額の一定比率を減少するという案もあると思うのでご検討いただきたい。

(佐藤委員)

議論を拝聴して理解が正されたところもある。今後のお願い事項であるが、懸念として、不透明な形で電源差し替えが行われること、例えば、相対契約を締結している相手側の電源が容量市場を落選したと聞いていたのに、電源差し替えで容量の支払いを受けることになったということを小売事業者が知る手段がないといった不透明なやり取りが行われることは問題がある。今の時点で容量市場の落札結果がどのような形で公開されるのかどうかははっきりとはしていないと思うが、小売事業者の保護という観点もあるので、電源差し替えのルールを決める際に、どういう理由でどのような電源差し替えが行われたかといったところの透明性について考慮していただきたい。

(新川オブザーバー)

スライド 9 で、ほとんど kW 価値を提供できない等リクワイアメント達成状況の極めて悪い場合に追加的ペナルティとあるが、事前か事後かは議論があるが、「ほとんど」の定義は重要だと思っている。年間で一時間だけリクワイアメントを達成すれば追加的ペナルティは無しとなるのか、何らか決められるのか。そもそも受け取れる額や需給ひっ迫時の kW あたりの経済的ペナルティの額も決まっていないので、どう考えるかは難しいと思うが、「ほとんど」という定義は重要だと考えている。

(市村委員)

例えば、小売事業者から集めて発電側に支払う容量価値の支払いについては未払いリスクを担保しないといけない。他方、スライド 8 の事後金銭ペナルティについては、この目的は供給力の提供が不確実な発電事業者の参入を防止することなので、場合によってはとりっぱぐれても目的は達成されていて、払われなくても市場から退出されているわけなので必要な対応はできているという整理もできていると考えている。

→ (佐藤事務局長)

未回収については様々な未回収のリスクがあり、この議論だけではお答えできない。様々な未回収をどうコンペイトするか。広域機関が行う場合にも結局は会費として頂いているお金となる。全部含めてどこかで提示してご議論いただければと思う。

以上